

# 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年4月25日

丸森町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

このことを受け本町では、平成29年7月に新体制に移行し、推進体制を確立、昨年7月には改選が行われ、新たな委員が選任された。

本町は、平地と中山間地が混在し、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地域では、担い手の高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっており、遊休農地の増大が懸念されている。

これらを踏まえ農業委員会は、担い手への農地利用の集積・集約を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、丸森町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のように定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する宮城県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する丸森町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想、「丸森町農業振興ビジョン」（平成30年3月）との整合を図りつつ、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目的の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和6年3月)	2, 270 ha	292 ha	12.88%
3年後の目標 (令和9年3月)	2, 270 ha	265 ha	11.67%
目 標 (令和10年3月)	2, 270 ha	255 ha	11.23%

注：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が地域（平地農業地域、中山間地域等）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員は農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ② 農地中間管理機構等との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の進捗等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和6年3月)	2, 270 ha	864 ha	38.1%
3年後の目標 (令和9年3月)	2, 270 ha	1, 578 ha	69.5%
目 標 (令和10年3月)	2, 270 ha	1, 816 ha	80.0%

注1：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%（宮城県では90%、丸森町では70%）を目標としている。

注2：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型（都市的地域、平地の行地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「地域計画」策定への支援について

町が「地域計画」を策定するにあたり、農業委員会では、農地の保有・利用の状況や所有者等の意向を把握し、農業者等の協議の場で情報提供を行うほか、目標地図の素案を作成するなど、「地域計画」策定に向けて支援する。

#### ② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の執行状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進目標

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数/年間 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和6年3月)	2人 ( 1. 47ha)
3年後の目標 (令和9年3月)	5人 ( 5. 0ha)
目 標 (令和10年3月)	5人 ( 5. 0ha)

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

宮城県の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の貸付意向のある農家、借入れ意向のある担い手となる農業者や新規参入者の把握に努め、支援機関への誘導や農地の照会・あっせんなどの支援をする。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等につい

て」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 その他諸施策

丸森町ホームページへの掲載や丸森町農業委員会広報「農業委員会だより」を発行し、農業者への情報提供に努める。